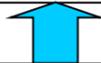


# 仙北市受動喫煙防止対策ガイドライン概要について

第2次仙北市総合計画～健やかに美しく輝くまち「小さな国際文化都市」～市民が創る誇りあるまち～

基本構想 第2章 基本目標3 優しさにあふれ健やかに暮らせるまち



目的 市民の健康増進のため、事業者等の協力を得ながら、自主的・積極的に受動喫煙防止に取り組む施設等を増やすとともに、広く市民に対して受動喫煙防止に関する正しい知識を周知し、市全体で受動喫煙防止に取り組む機運を醸成する

**〔たばこに含まれる有害物質〕**  
 ・たばこの煙にはニコチン・タール・一酸化炭素など約4,000種類の化学物質、約200種類の有害物質、約60種類以上の発がん物質が含まれる。  
 ・たばこを吸う人が吸い込む「主流煙」  
 たばこの先端から立ち上がる「副流煙」  
 たばこを吸う人が吐く「呼出煙」  
**受動喫煙にあたる煙：有害物質多い**

**○受動喫煙による健康への影響**  
 ・肺がんのリスク（1.20倍～1.30倍）  
 ・虚血性心疾患等のリスク（1.25倍～1.30倍）  
 ・低出生体重児の出産や早産の発症率の上昇  
 ・乳幼児突然死症候群、小児ぜんそく、気管支炎などの呼吸器疾患  
 ・乳幼児、児童の中耳炎などの耳疾患

**〔各機関の役割〕**

**○仙北市**  
 ・関係機関と連携・協力しながら、受動喫煙防止対策についての普及啓発を行う。  
 ・施設、屋外における具体的な取組事例について周知を図る。  
 ・公共施設、観光地、職場における受動喫煙防止対策を推進する。

**○事業者**  
 ・利用者に対する受動喫煙防止対策を実施する。  
 ・従業員の健康の保持・増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。  
 ・自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う。  
 （例：広告を行う際に禁煙であること等の情報を掲載する）

**○医療機関**  
 ・喫煙や受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。  
 ・たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。

**○市民**  
 ・喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深める。  
 ・喫煙者は、自分の副流煙・呼出煙が周囲の者に悪影響を与えていることを認識し、たばこを吸わない人に対する受動喫煙防止のための配慮を行う。

〔取組内容〕			
	対象となる施設・区域の例	とるべき措置	施行日
第一種施設	健康管理センター、樺細工伝承館	敷地内禁煙（屋外で喫煙場所設置を設置しないように努めること）	2019年1月1日
屋外や家庭など	屋外（公園、遊園地、通学路等）家庭各種イベントや大会の会場等	喫煙する時はできるだけ周りに人がいない場所で喫煙する	2019年1月24日
第一種施設	官公庁施設（各庁舎のほか、市民会館、公民館等官公庁が管理・運営する施設） 学校（幼稚園、小、中学校、高等学校） 医療機関（病院、診療所、薬局） 児童福祉施設（保育園、認定こども園、放課後児童クラブ）	敷地内禁煙（屋外で喫煙場所を設置しないよう努めること）	2019年4月1日 市内すべての公共施設建物内および敷地内禁煙を実施する。 ※公共施設には公園、運動広場等の屋外施設、公用車等も含まれる。また、駐車場などの敷地内での車内の喫煙も不可とする
第一種施設	医療機関（医院、薬局）児童福祉施設（保育園、認定こども園等）	敷地内禁煙（屋外喫煙場所を設置しないこと）	2019年7月1日 ※4月1日施行以外の第1種施設の敷地内禁煙を実施する
第二種施設	運動施設（体育館、スポーツ施設等）、老人福祉施設、事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送業自動車、旅客運送用船舶、鉄道、駅、図書館、美術館、観光施設、理容・美容、小売店、スーパー、金融機関等	原則屋内禁煙（喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置可）	2020年4月1日施行 第2種施設の原則屋内禁煙を実施する ※飲食店のうち既存の経営規模の小さな飲食店は経過措置となる
喫煙目的施設	喫煙を目的とするバー、スナック たばこ販売店 公衆喫煙所	施設内で喫煙可能	喫煙可能な場所であると掲示する。客・従業員ともに20歳未満は入ることはできない

屋外喫煙所、喫煙室・屋外喫煙所以外の措置についてはガイドラインを参照してください